市民参加実施予定シート

予　定
平成28年4月1日時点

担当課（　高齢者生きがい推進課　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通　称	敬老祝金の支給額等の条例改正	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 ・今後の福祉施策の財源を確保できる。 〈デメリット〉 ・なし
名　称	流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例		
概　要	敬老祝金の支給要件及び祝金の額を変更するため条例の一部改正するもの。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
□	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
■	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	平成27年12月から平成28年1月を予定	審議会委員（学識経験者、市民等）		・専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。 ・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができることから、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。 　また、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	■	パブリックコメント手続	平成27年11月24日から平成27年12月24日まで	市民等		
	□	意見交換会				
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	□	その他				

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成26年度		平成27年度												平成28年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
										福祉施策審議会 ←→					
									パブリックコメント ←→						

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由